**平成３０年（フ）第１１０号**
千葉県市原市五井西１丁目６番地２　ハイツうるまＢ―101
債務者　伊保　美幸
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１１１号**
千葉県市原市光風台４丁目377番地　はなまるホーム光風台
債務者　宮永　正仁
法定代理人成年後見人　勝股　健一
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１２２号**
千葉県習志野市藤崎５丁目１番12号　藤崎第２コーポ101号
債務者　竪山　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１３６号**
千葉県市原市八幡86番地12　池田ハイツ102
債務者　牧野　晃之
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１５１号**
千葉県船橋市南三咲２丁目29番６号
債務者　飯塚　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１５２号**
千葉県船橋市南三咲２丁目29番６号
債務者　飯塚ベイビーリタこと　イイヅカ　ベイビーリタ　ホセ（ＩＩＺＵＫＡ　ＢＡＢＹ　ＬＩＴＡ　ＪＯＳＥ）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１７２号**
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区27棟201号
債務者　篠塚美保子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４号**
愛知県一宮市北方町北方字中大日二８番地
債務者　元木　早苗
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成３０年（フ）第５号**
愛知県犬山市大字羽黒新田字東屋敷20番地
メープル都築303
債務者　永井　義次
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成３０年（フ）第６号**
愛知県一宮市多加木５丁目13番15号　マンションムラテ301号
債務者　森　　直美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成３０年（フ）第７号**
愛知県一宮市多加木５丁目13番15号　マンションムラテ301号
債務者　森　　光寿
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成３０年（フ）第２２号**
愛知県一宮市萩原町西御堂字鍋野５番地
Ｋ’Ｓマンション302号
債務者　仙道　謙二
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第４１５号**
大津市月輪３丁目57番８―209号　レオパレスパンプキンハウス
債務者　小玉　典央
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第２１号**
大津市錦織１丁目５番２号　皇子が丘第一団地二号棟502
債務者　城尾　公章
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第３９号**
大津市膳所１丁目16番27号
債務者　山田美奈子（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第４１号**
大津市本丸町６番６―401号
債務者　加藤　麻矢
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第４４号**
大津市本堅田１丁目２番26号
債務者　清永惠こと清永慶子こと　江藤　　惠
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部